

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

菊陽町長 吉本 孝寿

| | |
|-------------------|----------------------------|
| 市町村名 (市町村コード) | 菊陽町 (43404) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 白水地区 (戸次、馬場楠、曲手、辛川、井口区) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和6年8月26日 (第1回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の平均年齢が66.6歳(2020年農林業センサス確報)と高齢化が進んでいるものの、平成27年より深迫ダムからのかんがい施設の更新事業の採択に取組み、他地区の担い手の入作など地区外の担い手も含め、当該地区の農地の担い手が多数存在している状況である。しかしながら、令和2年度でのアンケート結果では今後の農地の利用方法について、有効回答の380haのうち10年後に売りたい・貸したいと回答した農地面積は102haであった。そのため長期的には高齢による離農が進行し、新たな農業の担い手の確保が困難となる恐れがあるため、新規就農者や規模拡大の意向を示している経営体を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。また高収益作物としてにんじん、甘藷、白菜、スイートコーンが積極的に栽培されているが、価格が安定的でないため、機械の更新が難しい経営体においては、規模縮小を図らざるを得ないという問題に直面している。

近年は、当該地区における有害鳥獣の農作物被害が深刻であり、有害鳥獣駆除隊による駆除活動や、農業者個別に侵入防止策導入に係る経費補助などの対策を講じているものの、被害は増加の一途をたどっているため、抜本的な対策が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

(農業経営・生産に関すること)
指定産地を受けているにんじんにおいては、「菊陽にんじん」として、またスイートコーンもJA菊池や個別経営体、町の3者共同で他地域との差別化とブランド化を推進していく。その他基幹作物として位置付けている甘藷、白菜など園芸作物についても他産業並に「稼げる農業」の実現を推進するために、販売価格の上昇に資する販路拡大事業の推進や、生産力増強のためのソフト・ハードそれぞれでの支援による収益性の向上や、自然災害による収量減や施設被害に対する対応など、生産から販売まで切れ目ない支援を行うこととする。
機械導入に関しては補助事業の活用とともに共同利用の推進を図ることで、導入コストの削減を行う。

(農地に関すること)
農地集積・集約化による効率的利用を加速的に進めるため、現在規模拡大の意向を示している担い手に対し、積極的な農地中間管理機構の利用促進を図る。さらに農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。また、遊休農地を発生させないためにも、町内在住の農地の担い手のみならず、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進める体制構築を行う。新規就農者や農業後継者への手厚い支援を実施することにより、今後遊休農地となりうる農地の新たな担い手を確保する。

(農作物被害に関すること)
現状の支援に加えて、広域での電気柵の設置や農業者個々の農地に対する電気柵の設置補助を実施する。さらには有害鳥獣を呼び込まない地域づくりとして、鳥獣被害の専門家の招聘、そして農業者のみならず地域住民での一体的な被害に関する取組みを講じる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|--------|
| 区域内の農用地等面積 | 554 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 554 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | - ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、町内の認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体の農地を原則農地中間管理機構に貸付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

新規就農者や農業後継者など新たな担い手について、熊本県やJA菊池と連携し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取組みを展開する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域内で農作業の効率化を図るため、また高齢により一連の農作業が行えない担い手のため、各種農作業は(株)きくようアグリや各地区の機械利用組合へ委託し、新たな担い手の確保及び遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | |
|---|---|---|-------------------------------|-------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④輸出 | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> ⑨その他 | |

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策

町、菊陽町有害鳥獣駆除隊、もしくはその他鳥獣駆除組織及び地域農業者と連携して有害鳥獣を寄せ付けない抜本的な対応を講じる。具体的に侵入防止柵の広域的、局所的設置の補助、またソフト的鳥獣被害防止対策を講じる。その際、鳥獣被害防止対策総合交付金の活用を検討する。

③スマート農業

当該地区は基盤整備を実施しているため、1区画の面積が大きい、さらなる農地の効率利用を行うためにも個別経営体による集積集約が図られている農地において、スマート農業を推進する。具体的に補助事業のあっせんを集積集約が図られている経営体に対して周知し、利用促進を図る。

⑦多面的機能支払交付金を活用し、農用地、農道及び水路等の施設の適正な保全管理を行う。

⑧かんがい用水管の更新事業実施